○建築計画概要書等閲覧規則

新	旧
(建築計画概要書等閲覧交付システムによる閲覧)	
第5条 建築計画概要書等閲覧交付システム (概要書等の閲覧及び概要書等の	(新規)
写し又は台帳記載事項証明書(神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条	
例第28号) 第52条の18の2に規定する台帳記載事項証明書をいう。) の交付	
を行うための情報システムで、県土整備局建築住宅部建築指導課が所管する	
ものをいう。以下この条において「システム」という。) に接続された端末	
機器を操作する方法により概要書等を閲覧に供する場合には、前3条の規定	
は、適用しない。	
2 前項の端末機器は、土木事務所内その他必要な場所に置く。	
3 第1項の方法により概要書等を閲覧しようとする者は、建築物等を特定す	
<u>る情報その他必要な事項をシステムに入力しなければならない。</u>	
4 前3項に規定するもののほか、システムによる閲覧の手続等に関し必要な	
事項は、別に定める。	
(閲覧上の注意)	(閲覧上の注意)
第6条 第4条の規定により閲覧の承認を受けた者及び前条第1項の方法によ	
り閲覧しようとする者は、係員の指示に従い、概要書等を閲覧しなければな	書等を閲覧しなければならない。
らない。	
(閲覧の停止及び禁止)	(閲覧の停止及び禁止)
	第6条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁
止することができる。	止することができる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 概要書等若しくは第5条第1項の端末機器を汚損し、若しくは破損し	
た者又はそのおそれがあると認められる者	られる者
(3) (略)	(3) (略)
<u>第8条</u> (略)	<u>第7条</u> (略)